

新潟県立歴史博物館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第24号

新潟県立歴史博物館規則の一部を改正する規則

新潟県立歴史博物館規則（平成12年新潟県規則第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(観覧料等の免除) 第8条 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料（以下この項において「観覧料等」という。）を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>車椅子等の補装具</u> を使用している障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「補装具を使用している障害者」という。）の介助者が観覧する場合 当該介助者（障害者1人につき1人に限る。次号から第9号までにおいて同じ。）の観覧料等の全額 (7)～(10) (略) 2・3 (略)	(観覧料等の免除) 第8条 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料（以下この項において「観覧料等」という。）を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) (略) (6) <u>車いす等の補装具</u> を使用している障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（以下「補装具を使用している障害者」という。）の介助者が観覧する場合 当該介助者（障害者1人につき1人に限る。次号から第9号までにおいて同じ。）の観覧料等の全額 (7)～(10) (略) <u>(11) 展覧会その他の特別の催しを観覧するため特別観覧料を納めた者が当該特別の催しを観覧する日に常設展示室に展示されている資料を観覧する場合 その者の観覧料の全額</u> 2・3 (略)

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。